

2020年度

市川市 分譲マンション共用部分等 あんしん住宅助成制度



市内分譲マンションの管理組合が、マンション共用部の改修工事を、市内施工業者※を利用して行う場合に、その費用の一部を予算の範囲内で助成する制度です。

(※市内施工業者とは、市内に本店がある法人または市内の個人事業者のことです。)

1. 補助の対象となる方

市川市内にある分譲マンションの
管理組合

2. 補助の対象となるマンション

- ・管理規約があること
- ・検査済証の交付を受けていること

3. 補助金の額

「対象工事費の1/3」又は「10万円×
住戸数」のいずれかの少ない額
(限度額100万円)

4. 補助対象となる改修工事

・敷地又は共用部分において行う工事で、
次のいずれかのもの

- ①バリアフリー
 - ・手すりの設置
 - ・段差の解消
 - ・通路、出入口の拡張
 - ・引戸への変更 など
- ②居住部分の浸水対策
 - ・盛り土
 - ・防水板の新設 など

■ 問い合わせ先 ■

市川市役所 街づくり推進課 市川南仮設庁舎 (市川南2-9-12)

TEL:047-712-6327 FAX:047-712-6326



5. 手続きの流れ

申請前に、街づくり推進課へ事前相談をする

申請する工事についてマンションの総会等で決議される

業者から見積りを取る

必要な書類を揃える

市役所 街づくり推進課に申請する
(郵送や支所等では受付できません)

■ 申請場所: 市川南仮設庁舎 (住所: 市川南2-9-12)

■ 受付時間: 午前9時から午後5時

申請に必要な書類については、
市公式Webサイトに掲載しています。

決定通知が届く

契約・工事着工

変更が生じた場合、
速やかに市役所へご連絡ください。

申請した窓口の実績報告をする

額確定通知が届く

申請した窓口で補助金の請求をする

補助金が支払われる

※ 注意事項

- ・申請を受け付けた後、書類審査の結果、交付決定通知を送付いたします。交付決定通知の日以後に契約してください。
- ・すでに契約済み、工事中、工事済の場合は申請できません。
- ・申請した年度の3月までに工事完了し、実績報告書を提出してください。
- ・市では施工業者の指定や紹介は行なっておりません。
- ・本助成制度は、同一のマンションについて1回限りです。
- ・同一の工事に対して、他の助成制度との併用はできません。
- ・管理組合の委任を受けた方(管理会社や施工業者等)が窓口にお越しいただくことも可能です。その際は、委任状を提出してください。